

長野県高齢者施設等応援職員派遣支援に関する実施要領

1 目的

この要領は、介護保険施設その他の高齢者施設等（以下「施設等」という。）で新型コロナウイルス感染者が発生したこと等に伴って、介護サービスを提供するための職員が不足する場合に、当該施設等に他の施設等職員が応援する仕組み「長野県高齢者施設等応援職員派遣支援」（以下「派遣支援」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 用語の説明（定義等）

(1) 長野県高齢者施設等応援職員派遣支援

介護保険施設その他の高齢者施設等で新型コロナウイルス感染者が発生したこと等に伴って、同一施設・同一法人で可能な限りの対応を行ったにもかかわらず、介護サービスを提供するための職員等が不足する場合において、当該施設等の利用者への介護サービスの提供等に関して、あらかじめ県に登録している他の介護サービス事業所・施設等（以下「協力施設等」という。）の職員等が応援する仕組みとする。

(2) 対象施設等

派遣支援により対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）は、県内に所在する入所系施設等とする。施設種別は、特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、その他知事が認めた施設等とする。

(3) 協力施設等

長野県高齢者施設等応援職員派遣支援への協力に応じる旨を県に登録した介護サービス事業所・施設等とし、県内に所在する全ての介護サービス事業所・施設等が応募できるものとする。

3 長野県高齢者施設等応援職員派遣支援による支援の実施

(1) 長野県高齢者施設等応援職員派遣支援による支援を希望する対象施設等は、県又は4(1)に掲げる対象施設等種別に対応する応援調整機関に対して、「別紙様式1」により応援を要請する旨の連絡を行うものとする。

なお、応援を要請する対象施設等は、当該要請の時点で、介護サービスを提供するための職員等の確保に関し、同一施設・同一法人で可能な限りの対応を行っている必要があるものとする。

(2) 応援の要請を受けた応援調整機関は、4に定める手順、留意点等を踏まえ、応援職員による応援に向けた調整を行うとともに、調整が完了した場合には県に報告を行うものとする。

4 応援調整機関による調整等

(1) 応援調整機関

長野県高齢者施設等応援職員派遣支援の実施に当たり、支援を必要とする対象施設等を応援する介護職員等（応援職員）の調整を行う機関（応援調整機関）を置くこととし、下の右欄に掲げる対象施設等種別に応じ、左欄の機関が担当するものとする。

応援調整機関	対象施設等種別
一般社団法人長野県高齢者福祉事業協会	①特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）②養護老人ホーム③軽費老人ホーム④小規模多機能型居宅介護⑤宅幼老所（協会会員施設に限る）
公益社団法人長野県老人保健施設協議会	⑥介護老人保健施設（協会会員施設に限る）
長野県宅老所・グループホーム連絡会	⑦認知症対応型共同生活介護④小規模多機能型居宅介護⑤宅老所（協会会員施設に限る）
長野県ケアハウス協議会	③軽費老人ホーム

(2) 応援調整機関の業務

応援調整機関又は県（以下「応援調整機関等」という。）は、担当する対象施設等において新型コロナウイルス感染者が発生した場合、以下の手順で感染者が発生した対象施設等の状況を確認し、応援職員による応援について、協力施設等と調整を行う。

ア 感染者が発生した対象施設等に対して長野県高齢者施設等応援職員派遣支援の仕組みを周知

イ 必要に応じて、感染者が発生した対象施設等における職員不足の状況及び職員の応援要請の意向を確認

ウ 感染者が発生した施設等から「別紙様式1」による応援要請があった場合、必要とする具体的な応援内容（人数、職種、応援期間、応援場所、サービス提供相手となる利用者、必要な衛生材料等）を確認

エ ウで確認した必要とする応援内容をもとに、感染発生施設の地域等を考慮し、県が作成した協力施設等のリスト（応援職員協力施設一覧）を活用して協力施設等に順次連絡し、応援職員による応援が可能な施設等及び実際に応援を行う応援職員を調整

オ 協力施設等から提出される「別紙様式2」に基づき、応援職員による応援が必要となる施設（以下「応援先施設等」という）に連絡、応援先施設等と協力施設等（応援職員を含む。）の間で具体的な業務に関する打ち合わせ等を実施する機会を設定し、応援に関する詳細を調整

カ 応援について調整が完了した場合は、協力施設等と応援先施設等は派遣協定書（別

記様式) の例により派遣協定を締結するものとする。締結後、その写しを県に送付し報告する。その際、「別紙様式2」により協力施設等は必要な衛生用品の種類・数量も併せて報告する。

(3) 応援職員が応援先施設等で従事する業務の範囲

応援職員が従事する業務は、新型コロナウイルス感染症への感染リスクが低いと考えられる場所において、同感染症へ感染が確認されていない利用者に対する介護サービスの提供等を基本とする。

このため、応援調整機関等は、応援職員が応援先施設等で業務に従事する場所・利用者の範囲については、次を基本として調整するものとする。ただし、個別に協力施設等と応援先施設等の双方の合意による調整がなされた場合において、これらの範囲を超えることを妨げるものではない。

ア 介護サービスの提供等の業務を担当する場所

【間接派遣】

(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生していない場所

新型コロナウイルスの感染者が発生等した施設に応援職員を派遣したため、職員不足となっている同一法人の別施設（感染者が確認されていない施設）等に派遣

【直接派遣】

(イ) 新型コロナウイルス感染者が発生した施設であっても消毒が完了し、保健衛生上適切な管理がなされ、同ウイルスへの感染リスクが低いと考えられる場所

イ 介護等の業務を担当する利用者の範囲

上記ア（イ）の場合には、可能な限り新型コロナウイルスへの感染のリスクが低いと考えられる場所において、同ウイルスへの感染が確認されていない利用者に対する介護の提供についての協力を基本とする。

○濃厚接触者でない利用者

○濃厚接触者でPCR検査での結果が陰性となっている利用者

(4) 応援職員の業務管理・費用等に係る留意点

応援調整機関等は、応援職員の調整に当たって、次の5に掲げる点に留意の上、協力施設等及び応援先施設等との調整を行うものであること。

(5) 事業者団体派遣調整費

感染発生施設への応援職員の派遣を調整した団体に、別表の調整費を予算の範囲内において補助するものであること。

5 応援職員の応援に当たっての留意点

(1) 指揮監督等

応援職員は、協力施設等からの出張扱いにより業務に従事するものであり、協力施設等の指揮監督の下で応援先施設等での業務に従事するものであること。

また、応援職員が担当する利用者の特性や、応援先施設等の設備の状況など、応援先施設等に特有の事案については、応援先施設等からの助言を受けるものであること。

(2) 応援先施設等での勤務時間・休日等

応援先施設等での勤務時間は、協力施設等での勤務時間を基本とし、時間外勤務をさせないものとする。ただし、応援先施設等が協力施設等に時間外勤務を求めた場合であって、協力施設等が必要と認め、当該応援職員が同意する場合に限り、時間外勤務をさせることができるものとする。

応援先施設等は、応援職員に休日勤務を求めてはならないものとする。ただし、応援先施設等が協力施設等に休日勤務を求めた場合であって、協力施設等が必要と認め、当該応援職員が同意する場合に限り、休日勤務をさせることができるものとする。

(3) 職員派遣等に関する費用負担等

応援期間における下表左欄に掲げる応援職員の経費については、協力施設等が負担するものであること。ただし、左欄に掲げる経費のうち右欄に相当するものは、協力施設等の申請により、予算の範囲内において補助するものであること。

協力施設等の負担	補助対象経費 (10/10 補助)
(ア) 給料、手当 (休日勤務若しくは時間外勤務をした場合又は深夜に応援業務に従事した場合の手当を含む)	応援職員に支給した割増手当、交通費、 <u>傷害保険料</u> 【補助上限額】 16,000 円/日 (※1)
(イ) 健康保険、厚生年金保険、介護保険、労災保険、雇用保険、損害賠償保険及び傷害保険	(注) ・派遣期間及び応援終了後 14 日を上限に待機する場合の手当も対象 ・同一法人内も含む
(ウ) 応援職員の住居から応援先施設等への移動に要する交通費	
(エ) 宿泊費	宿泊費 (注) 応援終了後 14 日を上限に待機する場合の宿泊費も対象。 【補助上限額】 13,100 円/日
(オ) その他応援に必要な経費	県が必要と認めた経費 経費の例 ・(イ) の傷害保険料は 1 人 1 日当たり 280 円を限度としており、加入した傷害保険料がその金額以上の場合 (※2) ・必要に応じて受けた PCR 検査等の自費での検査費用 (※3)

(※1) 派遣を行う応援職員について、派遣先施設での業務中における怪我や新型コロナウイルス感染症等に対応するため、「新型コロナウイルス発症施設への職員派遣に対する傷害保険」(東京海上日動火災保険)の加入が可能。

別添1を参照の上、加入する場合は県へ連絡。

(※2) 感染発生施設へ応援職員を派遣し、派遣元施設に戻る場合に、当該職員について、施設等としては感染疑いがあると判断するが、医療機関では行政検査の対象とはされず個別に検査を実施する場合で、別添2の2（助成の内容及び要件）の①及び②に該当する場合は、当該自費で検査を受けた次の介護施設等の職員が補助の対象

（対象施設等）

介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）

(※3) 補助金の申請については、別途連絡

(4) 派遣元法人への協力金

応援職員を派遣した他の法人に対して、別表により、予算の範囲内において補助するものであること。

6 協力施設等における応援に向けた準備等

県は、応援調整機関による調整が円滑になされるよう、協力施設等に対し、以下の必要な準備等を行うよう協力を依頼するとともに、協力施設等への支援に努めるものとする。

(1) 事前の準備

ア 応援職員の選定

応援調整機関等から応援職員の応援に係る調整依頼があった場合に、円滑に応援可能性等を判断し、応援職員を決定できるよう応援可能な介護職員等のリスト（1名以上）を作成し、日々の職員の体調について把握すること。

イ 手当等の検討

上記5(3)に記載のとおり、応援に伴って協力施設等が応援職員に支払う手当は補助の対象になることを踏まえ、あらかじめ応援職員に支払う手当等の検討を行うこと。

また、同様に、応援に伴って必要となる傷害保険の保険料についても補助の対象になることを踏まえ、加入に関し必要な検討を進めること。

ウ 衛生材料の使い方等に関する研修等

応援職員は感染リスクが低いと考えられる場所等で業務に従事することが想定されているが、必要に応じて、別途県が案内する衛生材料の使い方等の研修に参加するほか、協力施設等内での研修を実施する等、日頃から衛生材料の使い方等に関する理解を深めること。

エ 応援が終了した後の対応の検討

上記5(3)に記載のとおり、応援終了後の待機に係る宿泊費用や一定の要件のもと自費で実施したPCR検査等の費用が県の補助の対象になることを踏まえ、応援職員が

新型コロナウイルスに感染していないことが確認されてから職場復帰できるようにする等、応援職員が安心して元の職場に戻るための方法をあらかじめ検討しておくこと。

(2) 応援調整機関等による調整依頼後、応援職員の応援開始までの準備

ア 職員の応援決定

応援調整機関等からの応援依頼があった場合、事前に用意しているリストを活用しつつ、職員の意向を踏まえて応援職員を決定すること。

イ 業務命令の発令

応援職員については、出張業務としての職務命令を発令する。なお、上記6(1)イにより準備している傷害保険への加入のほか、勤務時間、手当等、応援職員が業務に従事するに際して必要な事項を説明すること。

ウ 必要な衛生材料の確保

介護職員等の応援に当たって必要な衛生材料の種類・数量については「別紙様式2」により応援調整機関又は県に連絡すること。また、衛生材料が到着次第、応援職員に配布すること。

【間接派遣の場合】

必要な衛生資材（手袋、マスク等を想定）は、派遣先の入所施設等のものを使用することを優先し、不足する場合に県から提供する。

なお、利用者に対して介護を提供する際には、「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」等に基づき、一般には、使い捨て手袋とマスクが使用されることを想定しているが、それ以上の感染防護が必要と考えられる場合等については県から提供するものとする。

【直接派遣の場合】

必要な衛生資材（手袋、マスク、フェイスシールド、ガウン等を想定）は、県から提供する。

なお、利用者に対して介護を提供する際には、上記通知等に基づき、一般には、使い捨て手袋とサージカルマスク、必要に応じて、ゴーグル又はフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等が使用されることを想定しているが、それ以上の感染防護が必要と考えられる場合等については個別に相談することとする。

(3) 応援終了後の対応

上記6(1)エに基づき、待機期間の設定等、応援職員が安心して元の職場に戻るための対応を行うこと。

7 対象施設等における対応

派遣先施設の運営法人は、応援職員の派遣が終了した場合、「応援職員派遣受入実績報告書」（別紙様式3）を県に提出すること。

附則

この要領は、令和3年1月5日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別 表)

金額は、次表により、単価に対象期間又は対象人数を乗じた額とする。

項 目	対象施設	単価	対象期間・人数	備考
派遣法人 協力費	感染発生施設に、直接 若しくは間接に、応援 職員を派遣した法人 (同一法人内を除く)	10,000 円 / 日	派遣期間及び自宅待 機期間 (待機期間は 14 日を 上限)	
事業者団 体派遣調 整費	感染発生施設等への 応援職員の派遣を調 整した団体	2,000 円 / 人	実派遣人数	10 万 円 が 上限